

内閣参質二〇一第一四〇号

令和二年六月十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員矢田わか子君提出子育て援助活動支援事業に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。



参議院議員矢田わか子君提出子育て援助活動支援事業に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業（以下単に「子育て援助活動支援事業」という。）における児童の預かりの質の確保は重要であると考えており、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成二十六年五月二十九日付け雇児発〇五二九第十七号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、令和元年度から、「援助を行う会員全員に対して必ず実施する」講習として、御指摘の「緊急救命講習の受講」に加え、「事故防止に関する講習」を位置付け、さらに、令和元年九月二十日に同通知を改正し、「緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも五年に一回必ず実施」することを明示することにより、子育て援助活動支援事業の安全対策の強化を図ってきたところである。

二について

お尋ねについては、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実

施について」の留意事項について」（令和元年九月二十日付け子子発〇九二〇第一号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）において「新生児訪問等、個別家庭への訪問をする際に事業を案内」することを示しているところであり、政府としては、引き続き、様々な機会を捉えて子育て援助活動支援事業について周知してまいりたい。